

中国個人所得税法の改正案の承認

中国の全国人民代表大会において、2018年8月31日、個人所得税法の改正案（以下“当改正”）が承認された。当改正では、主に低・中所得者層の税負担の軽減を目的としたもので、より高い生活費に対処するための特定費用の控除の認可や、税制度の整合性を保護すべく租税回避行為の一般的否定規定が導入された。

当改正における注目すべき点は以下の通り：

税務居住者の基準値の引き下げ

当改正において、納税者の居住者と非居住者と区分けする基準が明確化され、結果、居住者としての判定基準が、中国大陸での満一年の滞在から課税年度における183日以上滞在中へと引き下げられた。修正後の税務居住者としての判定基準が国際的慣行に沿ったものとなった。

4種類の個人所得を包括的所得として統一

給与・賃金、労務報酬、著作収入及び特許権使用に対する収入等の4種類の労働性所得が、集約的に包括的所得として統一され、一律の累進課税制度の下で課税されることとなる。

標準税率の引き上げと特定費用控除の導入

包括的所得として個人所得税を算出する際、控除項目として標準控除、特別控除、追加特別、その他控除が含まれている。当改正において、標準控除額が、月額5,000人民元（つまり、年次60,000人民元）まで引き上げられる。国が規定する範囲と制度によって支払われる社会保険への積立金に関する特別控除（基本養老保険、基本医療保険、失業保険等）及び住宅積立金は、引き続き控除として認められる。さらに、子女教育、継続教育、重度の病気に対する医療手当、住宅ローンの利息または家賃、及び高齢者介護などが追加の特別控除として導入される。

加えて、外国籍納税者に対する月額1,300人民元の追加標準控除の適用が廃止され、外国籍納税者に対しても、標準控除額である月額5,000人民元（年次60,000人民元）が適用されるのみとなる。

税率区分の修正

低・中所得者層に課せられる個人所得税の負担を軽減するために、税率区分における所得幅が部分的に拡張された。

給与所得（または包括的所得）ならびに、業務所得（個人事業主またはパートナーシップ）に対する税率区分と税率の修正前と後を比較した下表を参照されたい。

給与所得／包括的所得における税率区分（月次）		
（修正後）課税対象となる包括的所得 （人民元）	（修正前）課税対象となる包括的所得 （人民元）	適用税率（％）
0～3,000	0～1,500	3
3,000～12,000	1,500～4,500	10
12,000～25,000	4,500～9,000	20
25,000～35,000	9,000～35,000	25
35,000～55,000	35,000～55,000	30
55,000～80,000	55,000～80,000	35
80,000～	80,000～	45

業務所得における税率区分（年次）		
（修正後）課税対象となる業務所得 （人民元）	（修正前）課税対象となる業務所得 （人民元）	適用税率（％）
0～30,000	0～15,000	3
30,000～90,000	15,000～30,000	10
90,000～300,000	30,000～60,000	20
300,000～500,000	60,000～100,000	30
500,000～	100,000～	35

租税回避行為の一般的否定規定の導入

当改正では、独立企業の原則に沿わない資産譲渡や、海外のタックスヘイブン国・地域において、税制優遇を享受する目的で実体を有さず、不合理な商業取引などの租税回避目的の取引に対して、税務当局に合理的な方法に基づいた税務調整を下す権限を与えている。

関連リンク：

中国個人所得税法の改正案に対する中国全国人民代表大会による決議

http://www.gov.cn/xinwen/2018-08/31/content_5318232.htm

上述の内容に関し、何か不明な点等ございましたら、青葉ビジネスコンサルティング(852) 2850-8990（各担当者宛）までお気軽にお問い合わせください。

ホームページ: www.aoba.com.hk

香港オフィス: 3/F, Sun Hung Kai Centre, 30 Harbour Road, Wanchai, Hong Kong
Tel: (852) 2802 1092 Fax: (852) 2850 7151

広州オフィス: Unit B, 12/F, Goldsun Building, No.109 Tiyuxi Road, Tianhe District, Guangzhou, China
Tel: (86) 20-3878 5798 Fax: (86) 20-3878 5337

北京オフィス: Room 605, 6/F, East Ocean Centre, No. 24 Jian Guo Men Wai Street, Chao Yang District, Beijing, China
Tel: (86) 10-6522 8158 Fax: (86) 10-6512 7168

This article describes only our general observations of the laws and regulations recently issued. All information contained in this article is provided for reference only. The release of this article does not surmount to the provision of professional advice or services. We make no guarantee as to the accuracy or completeness of such information. Readers should consult with their professional advisors before making use of the content. We accept no liability for any loss arising from the use of, or reliance upon, the content of this article.

© 2018 Aoba Business Consulting Limited. All rights reserved.